

5 療育と教育の充実

施策項目

(1) 療育の充実

(2) 自立に向けた教育の充実

主要課題

① 障害児の早期発見体制の充実

- ア 心身の発達に不安のある子どもに対する早期療育が求められています。
- イ 各医療機関及び保健センターの早期発見システムの向上や、こども療育センター、幼稚園、保育園、学校など関係機関による連携や情報の共有についての要望が寄せられており、障害児の早期発見に向けた一層の取組が求められています。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「福祉サービスについて、広島市が重点的に取り組む必要があること」について、発達障害者の概ね2人に1人が、障害児の概ね4人に1人が「早期の療育」と回答しています。

② 療育体制の充実

- ア 成長期にある障害児の日常生活用具・補装具の保護者負担の軽減などが求められています。
- イ 通所又は入所できる障害児施設に対するニーズがあり、障害児保育や障害児施設の充実が求められています。
- ウ 質の高い充実した療育水準の維持が求められています。
- エ 「児童福祉法」の改正（平成24年4月施行）により、これまで障害種別に分かれていた施設体系が、通所・入所の利用形態別に一元化されたことを踏まえ、障害児に対する適切な支援が求められます。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「福祉サービスについて、広島市が重点的に取り組む必要があること」について、障害児の4～5人に1人が「通所できる障害児施設」と、概ね10人に1人が「入所できる障害児施設」と回答しています。

施策の方向性

① 障害児の早期発見体制の充実

- ア 子どもの成長発育の確認や病気の早期発見のため、妊婦・乳幼児健康診査を実施します。
- イ 発達障害の可能性のある子どもを持つ親を対象とした相談等を行うことにより、早期発見・早期療育につながるよう努めます。
- ウ 関係機関による一層の連携及び情報の共有を進め、障害児を早期発見する体制を整備し、早期療育につながるよう努めます。

5 療育と教育の充実

施策項目

(1) 療育の充実

(2) 自立に向けた教育の充実

② 療育体制の充実

- ア こども療育センターにおいて、同センターの職員の専門性を高めるための研修を行うなど、個々の子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育体制を整えます。
- イ 療育水準の維持、向上に努めるとともに、成長期にある障害児の地域生活の支援に努めます。
- ウ 「児童福祉法」の改正（平成24年4月施行）に対応し、障害児への適切な支援に努めます。

主な事業・取組

① 障害児の早期発見体制の充実

主な事業・取組	概要の説明
総合周産期母子医療センターの運営	広島市民病院において、産科センター、未熟児新生児センター、小児科、小児外科を集約し、子どもと母親に対する総合的な医療を提供
妊婦・乳幼児健康診査	妊婦・乳児健康診査、4か月児・1歳6か月児・3歳児の各健康診査を実施（1歳6か月児・3歳児に対しては、児童相談所と連携を図りながら、精神発達面の精密健康診査を実施）
先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症の早期発見のため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施
発達障害児早期発見・支援体制整備事業【再掲】	乳幼児期の支援の充実を図るため、1歳6か月児健康診査後の「親子教室」の開催や、「5歳児発達相談」を実施。また、市内の小児科や保育園・幼稚園等へ乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先案内用リーフレットを配布するとともに、小児科医療機関等と連携し、医師等を対象とした研修会を実施
保育士等を対象とした専門研修の実施	保育園、こども療育センター等において発達障害児支援の中核となる職員を育成するため、発達障害の評価から支援までの、より専門的・実践的な研修を実施
発達支援コーディネーターの養成	保育園における発達障害児支援のリーダーを養成する講座を実施。さらに、発達障害児及びその保護者への支援を充実させるとともに、関係機関との連携を図るため、専門性向上のための講座を実施

5 療育と教育の充実

施策項目

(1) 療育の充実

(2) 自立に向けた教育の充実

② 療育体制の充実

主な事業・取組	概要の説明
障害児相談支援【再掲】	利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画（障害児支援利用計画）を作成し、関係者との連絡調整等を実施
障害児等療育支援事業【再掲】	訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施
こども療育センターにおける療育の実施	こども療育センター（北部こども療育センター、西部こども療育センターを含む。）の外来診療部門において、障害児（発達障害児を含む。）の診断・外来療育、家族等への支援を実施。 また、各センター内に併設している児童発達支援センターにおいて療育を実施。併せて、「児童福祉法」の改正（平成24年4月施行）を踏まえ、同センターにおける発達障害児の受入体制を整備
こども療育センターの医師等専門スタッフの充実【再掲】	こども療育センターの受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフを充実
障害児の保育の推進	障害児加配保育士の配置。また、各園の発達支援コーディネーターが調整的な役割を担い、こども療育センターや発達障害者支援センターと連携して、障害児（発達障害児を含む。）やその保護者への支援を実施。さらに、保育士の資質向上を図るため、障害児の保育に関する専門的な知識等に関する研修を実施
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する経費の一部を助成

5 療育と教育の充実

施策項目

(1) 療育の充実

(2) 自立に向けた教育の充実

主要課題

① 教育指導体制や教育相談体制等の充実

- ア 障害児の個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育体制の充実が求められています。
- イ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ教育の推進が求められています。
- ウ 本人及び保護者の希望に基づく教育支援、就学相談の実施など、教育相談の充実が求められています。
- エ 高等特別支援学校や職業訓練校の設立、特別支援学校高等部卒業後の学びの場（専攻科等）設置に加え、高等部卒業後の行き場の確保、学校卒業後の進路保障や雇用の確保など、社会参加や職域拡大につながる教育環境の整備が求められています。

【障害福祉に関するアンケート調査結果】

- 「今後、市が重点的に進める必要がある障害者施策」について、発達障害者の概ね3人に1人、障害児の概ね4人に1人が「職業に関する教育など、障害児（者）の個々のニーズに応じた教育を充実すること」と回答しています。
- 「今後、市が重点的に進める必要がある障害者施策」について、発達障害者と障害児の概ね3人に1人が「障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ教育を推進する」と回答しています。

② 交流活動や放課後活動等の充実

- ア 障害のある子どもの放課後等における居場所の確保やその充実が求められています。
- イ 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流を学校生活以外の場所においても推進する必要があります。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「福祉サービスについて、市が重点的に取り組む必要があること」について、発達障害者で概ね3人に1人、障害児で概ね4人に1人が「放課後に活動できる場」と、また、発達障害者で概ね3人に1人、障害児で概ね2人に1人が「夏休みなどの長期休暇中に活動できる場」と回答しています。
- 「今後、市が重点的に進める必要がある障害者施策」について、発達障害者と障害児の概ね3人に1人が「放課後や夏休みに活動できる場を充実すること」、「障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ教育を推進する」と回答しています。

5 療育と教育の充実

施策項目

(1) 療育の充実

(2) 自立に向けた教育の充実

施策の方向性

① 教育指導体制や教育相談体制等の充実

- ア 一人一人の子どもの障害に配慮した指導や教員研修等の充実などにより、障害のある子どもの能力を伸ばす教育指導の充実に努めます。
- イ 小・中・高等学校の通常の学級に在籍する肢体不自由、発達障害等の子どもに対する特別支援教育アシスタントの配置や幼稚園、小・中・高等学校における医師等の専門家による巡回相談指導等の実施など、引き続き特別支援教育体制の充実に努めます。
- ウ 教育相談を行う職員の専門性の向上など教育相談の充実に努めます。
- エ 発達障害のある子どもへの対応の充実に努めます。
- オ 障害のある子どもが成人になったときの社会参加や職域の拡大につながるよう、子どもの持つ能力を伸ばすための職業教育・進路指導等に取り組みます。

② 交流活動や放課後活動等の充実

- ア 障害のある子どもの放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動できる場の確保と活動内容の充実に努めます。
- イ 特別支援学校・学級と地域との交流などにより、市民の障害者への理解の促進を図ります。

主な事業・取組

① 教育指導体制や教育相談体制等の充実

主な事業・取組	概要の説明
特別支援教育の推進	小・中・高等学校の通常の学級に在籍する肢体不自由、発達障害等の子どもに対する特別支援教育アシスタントの配置。また、幼稚園、小・中・高等学校に対して専門的な相談支援等を行うことも療育センターや発達障害者支援センターと連携しながら、障害児（発達障害児を含む。）やその保護者への支援を実施。さらに、教員の資質向上を図るため、発達障害を含め、特別支援教育に関する専門的な知識等に関する研修を実施
通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校の運営	指導主事が学校訪問等により新規担当教員、初任者教員等に対する指導を行い、教員の専門性の向上を図ることで、障害の特性等に応じた受入体制を整備
特別支援教育体制充実事業	幼稚園、小・中・高等学校における専門家チームによる巡回相談指導等の実施、特別支援教育コーディネーターの指名・養成

5 療育と教育の充実

施策項目

(1) 療育の充実

(2) 自立に向けた教育の充実

主な事業・取組	概要の説明
青少年総合相談センター等における就学・教育相談の実施	障害のある子どもの就学・教育に関する相談に対応
市立特別支援学校高等部充実事業	校外学習、現場実習、就労先での定着を図るための卒業後の指導等を実施
ジョブ・サポート・ティーチャーの配置	広島県教育委員会と緊密な連携を図り、特別支援学校就労支援プロジェクト事業によるジョブ・サポート・ティーチャー（就職支援教員）を配置

② 交流活動や放課後活動等の充実

主な事業・取組	概要の説明
放課後等デイサービス事業	放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児（発達障害児を含む。）の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進
特別支援学校放課後対策事業、障害児いきいき活動事業	特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に、放課後及び長期休暇中における活動の場を提供
休暇中の障害児地域活動支援事業	土曜・日曜及び長期休暇中に、障害児（発達障害児を含む。）と地域の児童生徒とがゲームやリズム遊び等によりふれあう行事等を実施
留守家庭子ども会への障害児の受入れ	留守家庭子ども会への障害児（発達障害児を含む。）の受入れに対応するため、臨時指導員を配置するとともに、指導員への障害児に関する研修を実施。また、受入施設のトイレ改修や階段への手すり設置等を実施
市立特別支援学校児童生徒の地域活動推進事業	市立特別支援学校児童生徒の地域交流を促進する活動等を行う事業に対して助成